破産手続廃止

平成２０年（フ）第６９７号
最後の住所　静岡県沼津市平町24番５号
破産者　被相続人亡杉山一江の相続財産
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第１９０号
宮城県東松島市新東名２丁目10番地の４
破産者　有限会社開進工業
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２０年（フ）第３４５４号
名古屋市東区東片端町16番地の１　プロビデンス東片端503号
破産者　**鄭**　永化
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１９５５号
大阪府八尾市東町１丁目34番地の10
破産者　谷口　直樹
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第５６７号
香川県さぬき市寒川町石田西810番地１
破産者　有限会社ワイシープランニング
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２０年（フ）第３０１１号
福岡市城南区片江３丁目42番３号
破産者　有限会社福岡事務機流通センター
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３１００号
福岡市早良区百道１丁目27番23号
破産者　株式会社ゼニヤ建設
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３２４０号
福岡市中央区警固２丁目13番21号
破産者　有限会社現代
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７号
福岡市早良区原１丁目39番５号
破産者　株式会社豊匠建設
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１４８号
福岡県春日市大土居３丁目93番地
破産者　有限会社カタダ設備
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８９号
茨城県那珂郡東海村大字村松397番地
破産者　有限会社那珂エンジニアリング
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第９６１号
栃木県那須塩原市東原158番地24
破産者　石井ホームサービスこと　石井　幸一
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２９６号
栃木県日光市鬼怒川温泉滝858番地28、前住所栃木県日光市鬼怒川温泉滝857番地15
破産者　八木澤文仁
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３１６号
栃木県宇都宮市平松本町929番地　サンハイツ都Ａ102号、前住所栃木県宇都宮市平出工業団地36番地20
破産者　高梨　陽実
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第６９０号
埼玉県越谷市千間台西６丁目25番地６　ハイツムトウ202号
破産者　亡山崎邦雄相続財産
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第７４５号
埼玉県八潮市大字大曽根1453番地
破産者　有限会社昭和製作所
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１００号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野233番地
破産者　有限会社まるはき
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２０号
松江市上乃木９丁目20番46号
破産者　有限会社糸華
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８６号
島根県松江市鹿島町御津564番地
破産者　小笹　百江
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５８号
岡山市北区鹿田本町８―50　アークハイツ鹿田901号、商業登記簿上の本店所在地岡山県倉敷市北畝５丁目13番40号
破産者　株式会社りぷる
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９０４号
札幌市清田区北野７条１丁目３番43号
破産者　有限会社ドット・シン
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第３６１号
福島市下鳥渡字新町西４番地の１
破産者　有限会社原電機工業
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所